

会則改正事項(案)

追記事項は太字、抹消事項は打ち消し線にて示す。

第18条

2項 支部長は、第一期を務め支部の運営に必要な能力を備えていると判断した事務局長に対し、総会の承認を得て支部長代理の職務を付与することができる。

※ 以下項番号繰り下げ

第20条 事務局に次の補佐を置くことができる。

1. 印刷・発送係 2名以内

データの印刷、総会案内などの発送業務を行う。

~~2. 備品管理 1名~~

~~白日会関西展、人物写生会などで使用する備品の管理を行う。~~

第24条

~~8. 事務局補佐(備品管理) 支部費相当額~~

※ 以下号番号繰り上げ

9. 支部長代理 総会で議決された報酬額